

◇ 設置趣旨

建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための方策について検討

◇ 開催経緯

平成23年9月30日設置。毎月1回、計5回審議

◇ 中間とりまとめの概要

○「建設産業の再生と発展の方策2011」の具体化を中心とする審議結果を、中間的にとりまとめ

1. 地域維持型契約方式の導入

別紙1参照

- ・地域維持型JVが制度化（共同企業体運用準則改定）
- ・各発注機関における導入及び活用を促進

2. 技術者データベースの新たな仕組みの概要

別紙2参照

- ・主任技術者相当以上の資格を有する者は登録可能
- ・監理技術者については、現場配置情報の登録及び登録を受けた者からの選任を義務付け
- ・発注者等は、必要な範囲でインターネット上で閲覧可能

3. 業種区分の点検結果と見直しの方針

別紙3参照

- 取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できる一方、社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、検討を深める必要
- ・「なおす」「とりこわしてつかう」に関連した業種区分の見直し
 - ・一式工事の一定分野を施工できる新業種を柔軟に設定できる仕組み
 - ・建設工事の内容、例示の見直し

○建設産業が持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手としてその役割を的確に果たすことができるよう、建設市場の在り方、住宅・社会資本の維持更新、低炭素・循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に向けた、更なる検討が必要

4. 社会保険未加入問題への対策

別紙4参照

- ・許可・更新時等の加入状況の確認・指導、社会保険担当部局への通報
- ・元請企業による下請企業への指導
- ・法定福利費の確保のための関係者への周知
- ・全国・地方毎に関係者による協議会を設置

5. その他検討事項

○不良不適格業者の排除の徹底

- ・暴力団員等を許可の欠格・取消事由に追加
- ・技術検定不正受験者に対する受験禁止措置

○技術・技能の振興

- ・民間の資格制度の活用
- ・基幹技能者の施工体制台帳への位置付け

○海外展開の促進、閲覧制度の見直し 等

地域維持型契約方式の導入

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用

(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

- 年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

- 異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

- 異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の

- 単体企業

- 経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

- 地域維持型建設共同企業体**

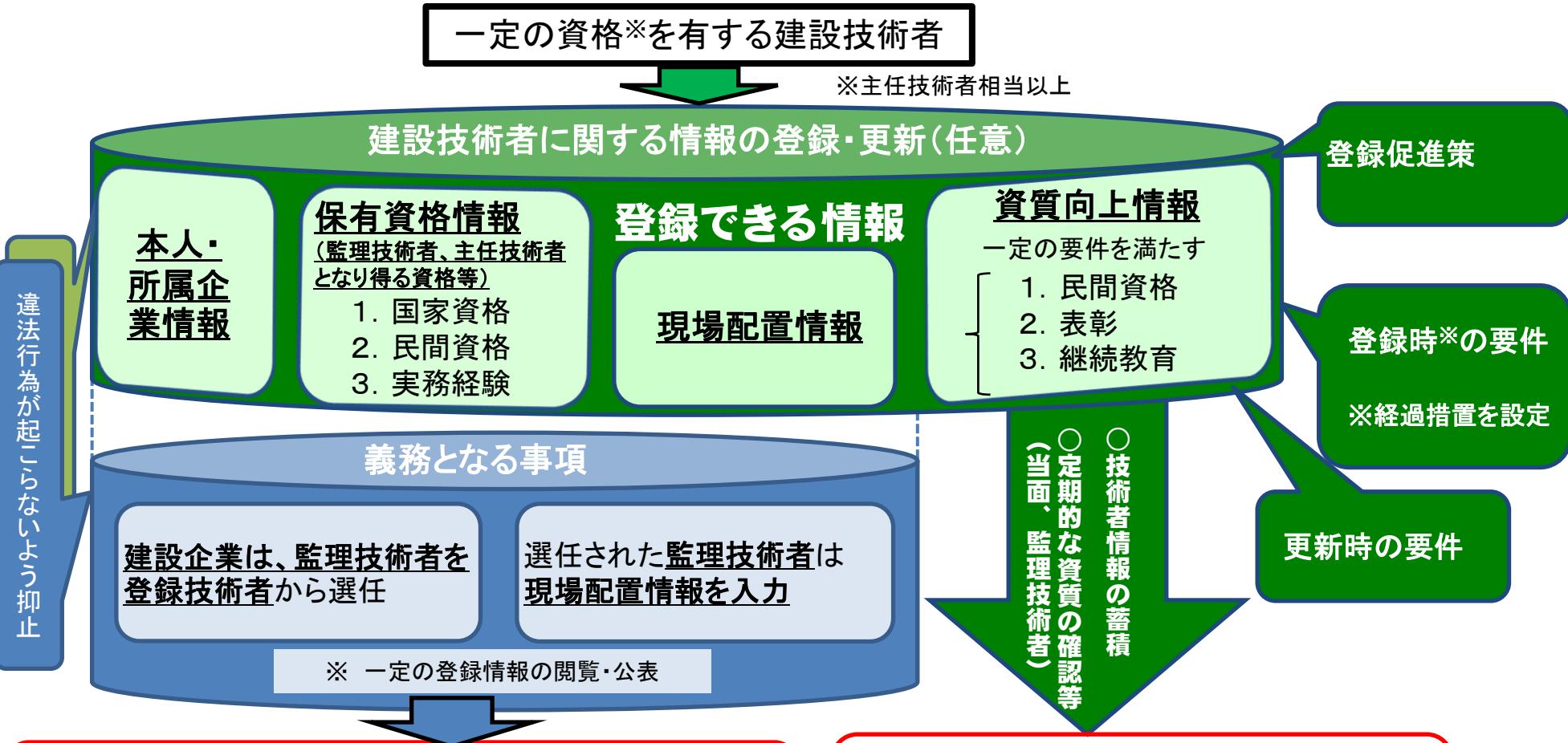
地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

目的

技術者データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図る。

仕組みの概要



効果

保有資格を適切に確認・専任を容易に確認

技術者に対する評価の向上
継続的な資質の維持・向上

業種区分の見直しの方針

社会経済情勢の変化に建設産業が対応し、持続可能な形で我が国の将来を支えていくためには、その時々のニーズを踏まえた見直しが必要

当面の業種区分の見直し

現行の業種区分の考え方及び枠組みを基本としつつも、社会的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、個別に検討すべき

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- ・疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること



「つくる」が念頭の
現行業種区分

- ・循環型社会の構築
- ・本格的な維持管理時代の到来 等

「なおす」、「とりこわしてつかう」に対応する業種の検討

- ・見直しの必要性が高い
- ・技術者資格の設定等について、検討を深めていく必要

新たな仕組みの検討

社会経済情勢の変化やその時々のニーズに建設産業が柔軟に対応できるような枠組みも併せて
検討すべき

一式工事

一定分野を施工
できる新業種

具体的な施工可能分野等は中央建設業審議会
の意見を聞いて政省令で措置する等

建設工事の内容、例示の見直し

技術の向上や不良不適格業者の排除を図る仕組みの検討

- 登録基幹技能者制度の一層の活用
- 技術者データベースの活用
- 民間の施工技術向上の取組の支援 等

(参考)業種新設の要望

種別	団体名	要望業種名	工事の内容	(参考)団体の民間資格等
一式	(社)日本空調衛生工事業協会	機械設備一式	総合的企画等下で建築物の機械設備を設置	基幹技能者[配管、ダクト]
分割	(社)全国クレーン建設業協会	建設機械	機械器具、資材等の重量物の運搬配置	
分割	全国基礎工業協同組合連合会	建設機械	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい等	基幹技能者[基礎]、 基礎杭溶接管理技術者
分割	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	建設機械	コンクリートの圧送・配分	基幹技能者[コンクリート圧送]
分割	ダイヤモンド工事業協同組合	切断穿孔	構造物等をダイヤモンド工具で切断穿孔	基幹技能者[切断穿孔]
分割	(社)日本潜水協会	潜水	水中における工事	港湾潜水技士
分割	全国仮設安全事業協同組合	足場	足場・支保工等の組立、解体、変更、点検	仮設安全監理者
分割	(社)日本グラウト協会	地盤改良	地盤の安定、地下水の流動化防止	基幹技能者[グラウト]
分割	(社)日本機械土工協会	土工	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等	基幹技能者[機械土工]
分割	(社)全国特定法面保護協会	法面保護	法枠、吹付、法面緑化等による法面保護	法面施工管理技術者
分割	(社)全国鐵構工業協会	鉄骨	鋼材の加工組立により主要構造体を築造	
分割	(社)日本建設大工工事業協会	型枠	型枠の製作、加工、組立又は解体	基幹技能者[型枠]
分割	全国圧接業協同組合連合会	鉄筋継手	鉄筋コンクリート工事の中の鉄筋継手	基幹技能者[圧接]
分割	(社)全国解体工事業団体連合会	解体	工作物の解体等を行う工事・足場組立	解体工事施工技士
分割	(社)日本基礎建設協会	基礎	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐい	基幹技能者[基礎]、 基礎施工士
分割	(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	プレストレストコンクリート構造物	プレストレストコンクリート構造物築造等	基幹技能者[PC]
分割	全日本置事業協同組合	置製造	置製品の製造、販売、据付、補修等	品質管理責任者資格
再編	(社)全国道路標識・標示業協会	交通安全施設	塗料等を吹付け、塗付け、はり付け	基幹技能者[準備]
再編	(社)日本冷凍空調設備工業連合会	空調・冷凍	冷暖房等の設備等を設置	基幹技能者[冷凍空調]、 フルオロカーボン漏えい点検資格者
再編	(社)日本空調衛生工事業協会	空調衛生	空気調和等の設備を総合的企画等下で建設、機能	基幹技能者[配管、ダクト]
再編	(一社)全国ダクト工業団体連合会	ダクト	ダクトを製作し取付け	基幹技能者[ダクト]
再編	(一社)マンション計画修繕施工協会	(住宅)改修	計画的な維持修繕・改修(非住宅を除く)	
再編	(一社)日本トンネル専門工事業協会	トンネル	地山の掘削、支保、コンクリート覆工等	基幹技能者[トンネル]
再編	(一社)日本運動施設建設業協会	運動施設	競技施設やグラウンド等を建設	基幹技能者[運動施設]、 運動施設施工技士
新規	日本ガラスフィルム工事業協会	フィルム	フィルムを建築用窓ガラスに貼付	
新規	あと施工アンカー工事協同組合	あと施工アンカー	コンクリートを穿孔しアンカーを設置	あと施工アンカー施工技術管理士、 あと施工アンカー施工技術士
新規	(社)全国建設機械器具リース業協会	建設機械レンタル	建設機械のレンタル	
新規	(公社)日本下水管路管理業協会	下水管路維持管理	下水管路の補修・改築等維持管理	下水管路管理技士
新規	(一社)日本管路更生工法品質確保協会	管路更生	管路の修繕・改築等の更生工事	管路更生技士

建設業者団体等を対象に業種新設要望の有無等を調査したもの。

配布した110団体のうち、76団体から提出があり、うち42団体が要望あり(業種新設28団体、内容・例示17団体)との回答であった。

社会保険未加入問題への対策の概要

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険について、保険未加入企業が存在。
- 若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利。

対策

【対策の進め方】

- 行政・元請・下請が一体となって、総合的に取組を実施。
- 実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。
- 業界ごとの工程の情報共有、実施状況のフォローアップ等のため、全国・地方ブロック等を単位として協議会を設置。

1. 行政による制度的チェック・指導

①建設業許可・更新時の加入状況確認

- ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。

②建設業担当部局による立入検査

- ・建設業法上の立入検査により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。

③経営事項審査の厳格化

- ・経営事項審査において、未加入企業の減点の幅を拡大。

④社会保険担当部局との連携

- ・社会保険担当部局への通報、保険者からの働きかけ

2. 元請企業による指導

○元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

3. 法定福利費の確保

①発注者への要請・周知、元請企業への指導

- ・法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底。

②ダンピング対策

③重層下請構造のは是正

4. 保険加入の啓発・キャンペーン

○関係者による啓発資料の作成、キャンペーンの実施

- ・行政、関係団体、協力会、保険者等様々な主体による周知啓発。

5. その他

①建設関係団体の自主的取組

- ・「保険加入計画」を策定・周知・啓発等計画的に加入促進。

②社会保険適用促進に向けた研究

社会保険未加入問題への対策の概要

課題

- ※基本問題小委員会中間とりまとめの後、「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」において検討し、とりまとめたもの
- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 - 技能労働者の待遇が低下し、若年入職者減少の一因
 - 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった 保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造のは正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造のは正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点での実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

- ◆社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、法定福利費の確保については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とされた。
- ◆現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。(国土交通省土木工事標準積算基準書)

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18. 75%	22. 07%	0. 80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格(直接工事費)で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。